

2018年1月5日

アジアインターネット日本連盟

「個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」 に対する意見

1. EUに対する同等性指定のタイミングを慎重に考慮すべき

当連盟は、データの自由で公正な流通の確保がイノベーションの源となり、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資すると考えております。

EUとの間で、双方向の個人データの越境移転を可能とする枠組みの構築に向けた交渉を進めるにあたって、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めること、（以下「同等性指定」と呼びます。）は、極めて重要な手段であると当連盟は理解しています。従来、EUによる十分性認定というのは、EUによりデータ移転を受ける国における個人データ保護が十分かどうかを一方向的に判断されるものであったからです。

本規則案は、この同等性指定を受けるために当該外国が満たすべき要件として、「我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること」（規則案第11条第1項第4号）を明示し、同等性指定とEUのいわゆる十分性認定により相互に個人データの移転を図るべきものであるというスタンスを示し、EUとの対等な関係での交渉を更に進めることに資するものと評価しております。

一方で、上記のとおり、同等性指定がEUとの交渉にあたって極めて重要な手段であることから、不用意なタイミングで同等性指定を行ってしまった場合、交渉上不利な立場になってしまうことが懸念されます。EUとの間で対等な交渉関係を保つためには、その指定のタイミングについて慎重にご考慮をいただきたいと考えます。

2. 同等性指定以外の個人データの越境移転の方法について普及・啓発が必要である

同等性指定以外にも、個人情報保護法第24条、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）等により認められる個人データの越境移転の方法はあります。具体的には、APEC越境プライバシールール（CBPR）による方法や個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されている外国にある第三者へ提供する方法等があります。

同等性指定以外の越境移転の方法については、正しい理解が得られていない例も見受けられるため、同等性指定以外の方法があることも適切に普及・啓発をお願い申し上げます。

以上